

平成 2 0 年 度

第 2 回 大垣市都市景観審議会会議録

(平成20年10月21日)

## 平成20年度 第2回 大垣市都市景観審議会 会議録

<p><b>日時</b>：平成20年10月21日（火）午後2時から午後4時</p> <p><b>場所</b>：大垣市役所 本庁3階 合同委員会室</p> <p><b>議題</b>：大垣市景観計画（素案）について</p> <p><b>出席者</b>（敬称略）</p> <p>（委員） 渡辺 光雄（会長）</p> <p>          吉見 静子（副会長）、加納 秀美、山田 郁朗、國枝 義見</p> <p>          小菅 徳明、小林 修、成瀬 重雄、平野 壽江、森 吉雄</p> <p>          安田 政之、伊藤 照美、竹田 善隆、早崎 美子       【計14名】</p> <p>（市及び事務局）</p> <p>          近藤 茂（都市計画部長）、安田 浩二（都市計画課長）</p> <p>          北村 弘司（都市計画課課長補佐）</p> <p>          真鍋 和生（都市計画課景観整備係長）</p> <p>          三宅 忠、山田 嘉隆（都市計画課景観整備係）       【計6名】</p> <p><b>欠席者</b>（敬称略）</p> <p>          丸田 斉、池井 恵、北野 茂樹                       【計3名】</p> <p><b>傍聴者</b>：なし</p>	
事務局	<p>※開会にあたって（会長へ議事進行をお願いするまでの間、議事を進行）</p> <p>※欠席者の報告</p> <p>＜議事進行については、大垣市都市景観審議会設置条例第5条第2項の規定により、会長が会務を総理することとなっているため、以降の議事は会長が執り行う。＞</p>
会 長	<p>※議事録署名者として、國枝委員と成瀬委員を指名。</p> <p>※前回審議会での委員の発言と、委員より事前に提出いただいた「大垣市景観計画（素案）に関する意見書」の意見を、まとめた資料1「大垣市景観計画（素案）に関する意見等・回答」について、事務局に対し説明を要請。</p>
事務局	<p>※意見等・回答を説明するに当たり、答申に向けて、いただいた意見等を、</p> <p>A:計画（素案）の修正事項として答申するもの</p> <p>B:計画の推進にあたって、留意すべき意見として答申に付記するもの</p> <p>C:審議会における意見として資料及び会議録に記載し、答申に</p>

<p>会 長</p>	<p>は反映しないもの  の3つの意見区分に整理していくことを説明。(以下、それぞれ「意見区分 A」、「意見区分 B」、「意見区分 C」と表記)  ※資料 P.1～4までの「意見に基づき計画(素案)の修正を行うもの」の意見等は、事務局としては意見区分 A に該当すると考えていること、さらに意見等を、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「計画(素案)の記載事項へのご質問等」(P.5～7)</li> <li>○「計画(素案)記載事項の表現等へのご意見等」(P.8～9)</li> <li>○「計画(素案)で規定する内容について等」(P.10～13)</li> <li>○「市の景観形成について」(P.14～16)</li> </ul> <p>の括りに分けているが、この括りの部分は事務局として、意見区分 B または意見区分 C に当てはまると考えているものであり、この括りについて特にご審議いただきたいことを説明。  ※この後の意見等の内容説明は、この括りごとにまとめて行うことを説明。</p> <p>※資料 P.1～4 (No.1 から 11) までの「意見に基づき計画(素案)の修正を行うもの」について説明し、事務局としては、これらを意見区分 A に該当すると考え、語句の訂正を行うことを説明。</p> <p>※事務局の意見等についての回答内容は、別紙「大垣市景観計画(素案)に関する意見等についての事務局回答要旨」P.1～4を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ No.1 から 11 までは語句の修正ということで、確かなご指摘でしたので、事務局で全部訂正をしていただくということです。</li> <li>・ No.3 の煉瓦づくり工場の保全については、いろいろな都市で明治・近世のもので、ただ残すだけでなく再生して保全しているものもあります。そのようなことがわかる表現に変えていただいたと思います。</li> <li>・ No.4 の「道路に威圧感・・・」という表現については、実際この表現が3箇所ありますが、「道路に」という言葉を取り、全体としてなんとなく雰囲気は伝わるようにしていただきました。</li> <li>・ 事務局から訂正案が出されましたが、いかがでしょうか。</li> </ul> <p>(意見なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に意見がないようですので、事務局の案のとおりとさせていただきます。</li> </ul>
------------	--

事務局	<p>たきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは、次へまいります。事務局から引き続き説明をお願いします。</li> </ul> <p>※資料 P.5～7 (No.12から24) までの「計画(素案)の記載事項へのご質問等」について説明し、事務局としては、これらを意見区分Cに該当すると考えていることを説明。</p> <p>※事務局の意見等についての回答内容は、別紙「大垣市景観計画(素案)に関する意見等についての事務局回答要旨」P.5～9を参照。</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.12から24まで説明をいただきました。ここでは特別に計画(素案)の修正は行わなくて良い部分ということでした。</li> <li>・これらの意見を出していただいた方、いかがでしょうか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.12から24までの意見の中には、単純に答えられて解決できるものと、大きくとらえないといけないものが一緒になっていると思います。</li> <li>・例えば No.24 は、ある程度お金をかけてアンケートされているわけですから、その結果をこのように反映した、ということも載せてもいいのではないかと思います。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートで良く出た意見は、文章の中にアンケートの結果、計画にいれたというように加えられないかという意見ですが、事務局で考えていただきましょう。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.22のサイン整備に関連してですが、市ではユニバーサルデザインについて研究会から答申を受けていますので、その推進指針がまとまったということであれば、それらにサイン整備をリンクさせることが必要だと思います。</li> <li>・個別でやっつけてはせっかく良いものを作ってもだめで、一つになることによってさらに良いものになると思いますので、そのような表記があると良いと思います。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のところ決められたことと、これからの景観計画の真意がずれていては困ると思うのですが、今の意見は研究会での成果を受け止めるようなことを期待しているということだと思います。そのような意見を踏まえた表記に修正できるものなら修</li> </ul>

事務局	<p>正してほしいということです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P.43の4行目にあるように、平成4年策定のサイン整備計画に基づき整備を進めていますが、景観計画策定を区切りに、ユニバーサルデザインを取り入れた新サイン整備計画を構築していきたいと考えていますので、そのあたりをうまく表現してこの中に盛り込めればと考えます。</li> </ul>
会 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・このような新しい計画をつくると、行政はなるべくきれいにとか抽象的にしようとしてしまいますので、意見は生々しく受け止めた方が良いでしょうし、今のご意見は入れたほうが良いと思います。何か良い方法を考えてもらいたいと思います。</li> <li>・他にいかがでしょうか。</li> </ul> <p>(意見なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これでよろしいでしょうか。それでは、事務局の意見のとおりとしますが、先ほど出た意見については、検討をお願いします。</li> <li>・それでは次にまいりましょう。事務局お願いします。</li> </ul>
事務局	<p>※資料P.8～9 (No.25から32) までの「計画(素案)記載事項の表現等へのご意見等」について説明し、事務局としては、No.30を意見区分B、それ以外を意見区分Cに該当すると考えていることを説明。</p> <p>※事務局の意見等についての回答内容は、別紙「大垣市景観計画(素案)に関する意見等についての事務局回答要旨」P.10～13を参照。</p>
会 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(素案)の表現に関するご意見等でしたが、簡単にわかるものもありますが、No.25は標語的なものに対する大きな意見でしたし、No.32は再三意見の出ているアンケートについて、サンプル数等根本的で大変大きな問題を含んだ意見でしたので、みなさんのご意見をお聞きしたいと思います。</li> </ul>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.31で計画素案のP.3の図の凡例も小さすぎませんか。</li> </ul>

会 長	・こちら小さいので大きくしてください。
委 員	・No.32については、アンケートで大垣・上石津・墨俣をそれぞれ700、150、150件抽出されることは良いのですが、全体として集計した時に、単純集計して合計することが数字的に間違ったものであり、これを公式な文章や資料として出されることに問題があるということです。
会 長	・おっしゃるとおりだと思います。副会長はいかがでしょうか。
副会長	・アンケートについては、何が知りたいかということによって集計の仕方も変わってくると思いますし、こういう場合に最も適切にできるアンケートの方法を提案していれば、あとで解釈する時も適切に解釈できると思いますが、具体的にその方法はわかりません。
委 員	・全体像をつかもうとするときに、異質のものを合計して出した数字を問題にしており、上石津は上石津だけ見る、墨俣は墨俣だけ見るということは重要なことですが、例えば墨俣を28件聞いただけでは全体像はわかりませんので150選ぶべきではあると思います。ただ、全体像を知る時に、単純に合計する処理に問題があるということをお願いしたいのです。墨俣を28に縮小した形で全体に合計して集計すべきでしょう。公の資料として、単純に合計して処理していることを指摘しているのです。
会 長	・事務局は教訓として覚えておいてください。他にいかがでしょうか。
副会長	・No.25ですが、目標としてP.5から「大垣らしい」という言葉がさかんに使われていますが、市民の方は「大垣らしい」というとある程度イメージされるのかもしれませんが、わたしは大垣に住んでいませんので大垣を多少知っている程度なのですが、「大垣らしい多彩な情景に出会えるまち」では具体的に何なのかがイメージができません。市民のためのものなのですけれど、観光というものにもリンクしていくのであれば、もう少し具体的にわかりやすい目標にさせていただいた方が、景観が良い形で形成され、人々にも理解・認識されていくと考えますので、パッと見ても「ああいうことを言っている」ということを

<p>会 長</p>	<p>イメージできる目標にしたほうが良いのではないのでしょうか。多少内容が落ちてでも良いと思います。また、先ほどの説明に対しては、大垣駅にも歴史があると思います。</p>
<p>副会長</p>	<p>・事務局としては、目標に欲張っていろいろなものを含めたい、副会長は具体的なものにしたほうが良いということですが、これは難しいですね。</p>
<p>会 長</p>	<p>・工場や商店街等新しい情景というのは、結局は活気があるまちだということ表現したいのだと思いますので、そのあたりを汲み取ったほうが良いのではないかと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>・ご意見としてはわかりましたので、事務局考えてください。全員に届くような言葉が見つかると思うのですが、どの都市も似たような言葉を作るのですね。この辺は非常に難しいところです。</p> <p>・これはあまり論議しますと、わけがわからなくなってしまいますので、他にいかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>・No.26についてですが、私が申し上げたかったのは「(都)大垣駅南口線」自体の表記ではなく「(都)」の部分で、都市計画道路ということだと思いますが、この表記ではわかりづらいということです。</p>
<p>会 長</p>	<p>・(都)の表記は、行政としてはわかっているのしょうけど、わかりにくいですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>・これは省略した表記ですけど、「都市計画道路」と書くのかいっそのこと取ってしまった方が良いのかということで、わかりやすいように(都)は取りたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>・私はほうぼうをグループをつくって案内をしていますが、ついこの間まであったものがなくなってしまうということがあります。市の条例等はあると思いますが、持ち主が高齢化して壊されて空地になってしまい、そこに何があったのかもわからなくなってしまう。京都もそうですし、墨俣でも歯抜け状態となっています。歴史あるものがあつたところには、ここにこのようなものがあつたということを表示するなどすれば良いのではないで</p>

<p>会 長</p>	<p>しょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他都市では、ここにこういうものを建ててはいけないということを、景観条例や景観計画で規制を行い、保存やプレートの設置を行っているところもあると聞いています。</li> <li>・他に意見はないでしょうか。</li> </ul> <p>(特に意見なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは、ここまでは案のとおりとしたいと思います。それでは続けてお願いします。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<p>※資料P.10～13 (No.33から44) までの「計画(素案)で規定する内容について等」について説明し、事務局としては、No.33、37、38、39、42を意見区分B、それ以外を意見区分Cに該当すると考えていることを説明。</p> <p>※事務局の意見等についての回答内容は、別紙「大垣市景観計画(素案)に関する意見等についての事務局回答要旨」P.14～20を参照。</p>
<p>会 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局の案が示されましたがいかがでしょうか。</li> </ul>
<p>委 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観整備機構の設置についてですが、いくつかの団体を指定するということでしょうか。複数の団体を指定して、その中にファンドの運用を任せると受け止めたのですが。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の団体を指定するのではなく1つの団体を指定する、例えば建築士会を指定する、ということになります。</li> </ul>
<p>会 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他にいかがでしょうか。</li> </ul> <p>(意見なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは事務局案のとおりということで、次にまいりましょう。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<p>※資料P.14～16 (No.45から52) までの「市の景観形成について」について説明し、事務局としては、No.49、51を意見区分B、それ以外を意見区分Cに該当すると考えていることを</p>



<p>会 長</p> <p>委 員</p> <p>会 長</p>	<p>説明。</p> <p>※事務局の意見等についての回答内容は、別紙「大垣市景観計画(素案)に関する意見等についての事務局回答要旨」P.21～25を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明の中で担当部局という言葉がありましたけど、事務局としては、それだけでなく何か動いていくような形を考えていただきたいと思います。</li> <li>・ここに出された意見は非常に貴重な意見だと思いますが、いかがでしょうか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お金がかかるということは確かですけれども、古いものに対して、愛着をもっていくためにメンテナンスがより大事になってきます。良いものを保存していくためにはやはりお金はかかります。市としてはそれを保護していかないといけない。そのために市としては、メンテナンスの予算を確立していないと、これからはどんどんそのようなものが消失していくと思います。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.49でメンテナンスというものが出されましたし、予算だけでなく市民運動としての保存運動ということでも大事なことだと思います。</li> <li>・他にいかがでしょうか。</li> </ul> <p>(特になし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは、ちょっと長くなりましたが、ごくろうさまでした。1つ1つの意見について検討していただきました。素案を直す部分と意見として付記すること等々ありましたが、今日は、一定の方針がでてきたと思いますので、これぐらいにしまして、これに基づいて、次回は修正された計画(素案)を出していただき、論議して、微調整とかもっとこの表現はという修正があると思いますので、それを最後の決定にしたいと思います。</li> <li>・本日は、ここに出された意見でよろしいですか。思いついたらまた出してください。</li> </ul> <p>※資料2について事務局に説明を要請</p>
----------------------------------	--

事務局	<p>※資料2に基づき、現在実施中の大垣市景観計画(素案)についてのパブリックコメントに寄せられた意見の概要を紹介し、これらの意見についての市の考えを、市のホームページや市政情報コーナーにて公表することを報告。</p> <p>※次回審議会の開催について、前回審議会では11月11日(火)午前10時とご案内していたが、同日午前10時30分からとすることを説明。</p> <p>※次回審議会では、大垣市景観計画(素案)について、大垣市都市景観審議会から答申を市長へ行っていただく予定であり、内容としては、計画素案を訂正するものについての正誤表のようなものと、答申に付記すべき意見として文章の形にしたものを考えていることを説明。</p>
委員	<p>・ちょっとよろしいでしょうか。この会議のことですが、この間、議事録のチェック・校正が送られてきましたが、自分の発言には名前が書かれていましたが、他の意見については誰が発言したのか何も書かれていません。個人情報うんぬんと思うのですが、この会そのものは傍聴者も認めているオープンなものですので、なぜそういうことが個人情報で秘密にしなければならないのかなと疑問に思いました。発言者がこういうことを発言したということは、隠さなければいけないことですか。</p>
事務局	<p>・あえて隠しているということではなくて、ご確認をいただく方の部分を明確にしているためで、公開することは構わないのですが、たまたま作業の関係上、皆さまのご意見はここですよということだけでご確認いただいております。ご承知のとおり、インターネットですべて発言は公開されますので、あえて隠しているというわけではなくて、作業上の配慮ということでご理解いただければと思います。名前をお出しすることは、やぶさかではございません。</p>
委員	<p>・資料1の質問者の名前も書かれていないです。</p>
事務局	<p>・これは、質問者の名前を入れても、その場でご発言いただけるかなと思いましたが、あえて表記していないということでご理解いただければと思います。</p>

<p>会 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他によろしいでしょうか。</li> </ul> <p>(意見なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは意見もないようですので、私のほうからの議事はこれで終わり閉会とします。ありがとうございました。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(終了時刻午後4時)</p>
<p>配布資料 一覽</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大垣市景観計画（素案）に関する意見等・回答・・・資料1</li> <li>○大垣市景観計画（素案）のパブリック・コメントに寄せられた意見の中間報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2</li> <li>○大垣市中心市街地活性化基本計画の概要・・・・・・・・・・参考</li> <li>○奥の細道むすびの地周辺整備構想 パンフレット・・・・資料</li> </ul>

<平成20年度 第2回大垣市都市景観審議会>

大垣市景観計画（素案）に関する意見等についての事務局回答要旨

○意見に基づき計画(素案)の修正を行うもの

【No.1】

事前提出意見		意見区分	(A) B C
該当頁	7 4行目	該当項目	2.景観形成方針(2)景観形成の基本方針 ②市民が誇りを持てる大垣らしい顔のあるまち
意見等	「序々」→「徐々」		
回答	ご指摘のとおり訂正させていただきます。		

【No.2】

事前提出意見		意見区分	(A) B C
該当頁	7	該当項目	2.景観形成方針(2)景観形成の基本方針 ②市民が誇りを持てる大垣らしい顔のあるまち
意見等	大垣駅から大垣城までの区域については詳細に記述があるが、中山道赤坂宿、美濃路墨俣宿、美濃路大垣宿についても、具体的な記述が必要ではないか。		
回答	ご指摘のとおり、宿場町景観の記述が不十分でしたので、現在の宿場町の景観の状況等について記述を追加させていただきます。		

【No.3】

事前提出意見		意見区分	(A) B C
該当頁	12	該当項目	3.景観計画(2)景観形成に関する方針 ② くらしの情景区域
意見等	くらしの情景区域に工場地についての記述があるが、工場は本来設備投資を繰り返すため、残った工場に価値があるとは思えないが、なぜ保存するのか。歴史ある煉瓦造りの工場を残す合理的な理由が見当たらない。いったん保存すると、その維持に多額の税金を要するのであれば、その是非は真剣に議論すべき。		
回答	特に先人がつくりあげてきた地域を象徴する景観を有する建築物については、市として積極的に保存し、地域のまちづくり活動への活		

	<p>用も含めた運用を行っていきたいと考えています。</p> <p>しかし、ご指摘をいただいたとおり、工場のみが保全の対象ではありませんので、P12の②くらしの情景区域の6行目途中からの「歴史のある煉瓦づくりの工場などは・・・」の文章を、「例えば歴史ある煉瓦造りの建造物に代表されるものは・・・」と訂正させていただきます。</p> <p>なお、保存すべき建造物等の選定や指定については、P32の「大垣市景観遺産審議会の設置（案）」の中で今後議論してまいります。</p>
--	--

【No.4】

事前提出意見		意見区分	(A)	B	C
該当頁	15	該当項目	3.景観計画(3)景観形成のための行為の制限 1)行為の制限 「1 建築物」 ●景観形成区域区分ごとの行為の制限		
意見等	②「くらしの情景区域」③「田園の情景区域」④「里山の情景区域」の位置の項目において、「道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう・・・」との表現は理解できない。道路が威圧感を感じるのか。				
回答	この表現は適切ではありませんでしたので、「道路に」の語句を削除します。				

【No.5】

事前提出意見		意見区分	(A)	B	C
該当頁	16	該当項目	3.景観計画(3)景観形成のための行為の制限 1)行為の制限 「3.土地の形質の変更」		
意見等	表の「その他」の項目の規制内容で、「地区計画」、「景観協定」、「建築協定」、「緑地協定」とあるが、これらの用語解説を追加してほしい。				
回答	ご指摘の通り、これらの用語については、この語句が掲載されているページに解説を加えます。				

【No.6】

事前提出意見		意見区分	① A B C
該当頁	18	該当項目	3.景観計画(3)景観形成のための行為の制限 2)届出対象行為
意見等	建築物と工作物の場合は一定規模を「超える」で、その他の場合は一定規模「以上」とあるが、可能であれば統一した方が良い。		
回答	一部表現に誤りがありました。高さについては「超える」とし、面積については「以上」で統一します。		

【No.7】

事前提出意見		意見区分	① A B C
該当頁	20	該当項目	3.景観計画(4)景観形成重点地域 1)景観形成重点地域
意見等	囲み内の3つめの○の「景観形成の理念を市民・事業者へ啓蒙する上で・・・」のところ、「啓蒙」⇒「啓発」とした方が適切。		
回答	ご指摘の通り、「啓発」とさせていただきます。		

【No.8】

事前提出意見		意見区分	① A B C
該当頁	25	該当項目	3.景観計画(5)景観形成モデル地域 1)住民提案等による景観形成モデル地域における景観形成
意見等	1)の下から2行目、「景観地区」とあるが、この用語の解説を追加してほしい。		
回答	ご指摘の通り、この用語についてはこのページの中で、解説を加えます。		

【No.9】

第1回審議会意見		意見区分	① A B C
該当頁	31	該当項目	3.景観計画(6)大垣市景観遺産 1)大垣市景観遺産の指定の方針 ⑥景観重要樹木の指定について
意見等	景観重要樹木の「基本的な考え方」の中に「アイストップ」との記載があるが、これはどのような意味か。		
回答	前回審議会でご質問いただきましたが、回答は前回させていただ		

	ておりますが、この用語については解説を計画（素案）の該当ページ中に加えます。
--	--

【No.10】

事前提出意見		意見区分	○A B C
該当頁	38	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 2) (仮称) 大垣市景観遺産ファンド
意見等	活用イメージの図で、景観遺産ファンドの使い道の例示が「改修助成」とあるが、上述の文章4行目に「市民が実施するまちづくり事業等を支援する」とあり、実施にはソフト事業にも助成するのではないか。「改修助成」のみではハード事業しか助成しないように感じる。		
回答	ご指摘の通り、景観遺産ファンドには景観遺産の活用に関してのソフト事業助成も含まれています。イメージ図に「まちづくり事業助成」という言葉を加えます。		

【No.11】

事前提出意見		意見区分	○A B C
該当頁	38	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 2) (仮称) 大垣市景観遺産ファンド
意見等	「ファンド」の用語解説をいれてはどうか。		
回答	「ファンド」についても用語解説をさせていただきますが、このページの解説文章中に、「ファンド」、基本的には基金という意味になりますが、説明を織り交ぜる形で修正を行います。		

○計画（素案）の記載事項へのご質問等

【No.1 2】

第1回審議会意見		意見区分	A B (C)
該当頁	14	該当項目	3.景観計画(3)景観形成のための行為の制限
意見等	建物の色彩については、これまでの計画・条例でも規制されていたのか。		
回答	現行の計画及び条例においては、色彩について、周辺の景観に配慮した色彩というような形での指導は行っていますが、具体的な数値としての制限は行っておりません。		

【No.1 3】

事前提出意見		意見区分	A B (C)
該当頁	23	該当項目	3.景観計画(4)景観形成重点地域 5)景観形成重点地域の検討対象区域
意見等	「中山道赤坂宿」は重点地域に指定しないのか。すでに何らかの形で指定されているということであれば、何かしらの記載が必要では。		
回答	景観形成重点地域や景観形成モデル地域指定の検討にあたり、赤坂地区において、この計画に規定する地域指定についての住民説明会を開催しております。 その結果、地域住民のみなさんに良好な景観を形成することについての理解はいただけるものの、建築物等への規制については懸念する声もあり、今回はエリアとしての指定には至りませんでした。		

【No.1 4】

事前提出意見		意見区分	A B (C)
該当頁	26	該当項目	3.景観計画3)景観形成モデル地域の指定手順
意見等	⑧の「審議会へ意見聴取・・・」、P.38 12行目の「別に設置する審議会等」、P.45 5行目の「審議会へ定期的に・・・」の審議会とは何の審議会か。		
回答	大垣市都市景観審議会及び大垣市都市計画審議会を指します。P38については、今後設立予定の大垣市景観遺産審議会を指しています。 今後、景観計画の変更等については都市計画審議会の意見を聴かな		



	ければなりませんし、景観審議会との位置付けの問題もありますので、こちらについては審議会という言葉だけで代表させて記載していきたいと考えます。
--	--

【No.15】

第1回審議会意見		意見区分	A B (C)
該当頁	29	該当項目	3.景観計画(6)大垣市景観遺産等
意見等	資料に旧カネボウの写真が載っているが、紡績工場等の近代遺産や大垣城などが大垣市景観遺産に指定されると、とにかく守っていかなければならなくなり、いっさいの開発はしないようにするということか。		
回答	景観遺産は後世に残すべき建造物等を積極的に保全していこうという趣旨です。別に定める景観重要建造物に指定されると、増改築・模様替え等について許可制となりますが、景観遺産自体についてはそこまでの規制は考えておりません。		

【No.16】

第1回審議会意見		意見区分	A B (C)
該当頁	29	該当項目	3.景観計画(6)大垣市景観遺産等
意見等	無何有荘大醒榭(船町2丁目全昌寺に移築されていたが、現在は解体され部材として保存されている)は、歴史的資産として景観遺産に該当するのか。		
回答	<p>無何有荘大醒榭は、現在解体された状態で保存されていますが、先日公表されました「奥の細道むすびの地周辺整備構想」の中で、その復元が発表されております。</p> <p>現在、市の重要文化財の指定を受けており、それについては復元という形であれば、今後も変わらないと確認しておりますので、貴重な歴史資産として保存していくことには変わりありません。</p> <p>なお、参考として、「奥の細道むすびの地周辺整備構想」のパンフレットを配布させていただきました。</p>		

【No.17】

第1回審議会意見		意見区分	A B (C)
該当頁	38	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 2) (仮称) 大垣市景観遺産ファンド
意見等	もう少し具体的な説明がほしい。		
回答	<p>国土交通省の外郭団体にMINTO機構という組織があります。市からファンド運用の計画の申請を出しますと、資金援助がいただけるという形になっております。</p> <p>MINTOの支援と市の予算、市民や企業からの寄付などを合わせましてファンドをつかって運用していくものです。</p>		

【No.18】

第1回審議会意見		意見区分	A B (C)
該当頁	38	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 2) (仮称) 大垣市景観遺産ファンド
意見等	MINTO機構は景観法に基づく景観専門の団体なのか。		
回答	<p>MINTO機構は正式名称を「財団法人民間都市開発推進機構」といい、昭和62年に設立され建設大臣の指定を受けた財団法人です。</p> <p>MINTO機構は、民間事業者が行う良好な都市開発事業に対して資金面・情報面等から多様な支援業務を行うことにより、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、あわせて地域社会の発展に寄与することを目的としており、その事業は景観だけに限られたものではありません。</p>		

【No.19】

第1回審議会意見		意見区分	A B (C)
該当頁	39	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 3) 景観形成に対する「修景助成金」制度について
意見等	修景助成金は、古い建物の修繕や建替えに対して、一定の基準を満たすものについて、助成を行うということで良いか。		
回答	ご意見のとおりです。現在は、中山道赤坂宿や美濃路大垣宿、美濃路墨俣宿の宿場町に限定して設けている助成制度です。計画策定に伴い制度を拡充し、区域指定を行う地域での活用を検討するものです。		

【No.20】

第1回審議会意見		意見区分	A B (C)
該当頁	41	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 4)景観整備機構の指定
意見等	もう少し具体的な説明がいただきたい。		
回答	例えばNPO法人でも良いのですが、一定の景観に関する整備能力を持つ団体を景観法に基づく機構として指定して、市と一緒にあって良好な景観形成を担っていただきたいと思いますというものです。市の業務を委託することも考えられます。市では、新規に団体を設立することも検討しています。		

【No.21】

第1回審議会意見		意見区分	A B (C)
該当頁	41	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 4)景観整備機構の指定
意見等	全国的にはこの制度は成功しているのか。		
回答	資料は京都の例をベースにしたものですが、京都は大学関係者や景観の専門家などの協力を得るなどして成功しているようです。全国的には建築士会をベースとした組織が多いようです。「資料編」のP77～78に全国での指定例が記載されております。		

【No.22】

第1回審議会意見		意見区分	A B (C)
該当頁	43	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 5)大垣市サインシステム整備計画の見直し
意見等	大きくてわかり易い案内マップの作成や、要所要所の案内板の整備は行われているか。		
回答	案内マップについては、市の観光部門を始め、商店街、各種市民団体等により様々なマップが作成されています。 案内板については、サインシステム整備計画をはじめ美濃路大垣宿景観まちづくり計画や中山道赤坂宿まちなみ形成プランに基づき設置を進めているところであり、観光部門でも設置を行っております。 今後ご意見の趣旨を踏まえ、観光部門と連携をとりながら、わかりやすい案内板の設置を行っていきたいと考えます。		

【No.23】

事前提出意見		意見区分	A	B	○C
市の景観形成について					
意見等	この活動に関連して、近年、外壁や塀などにスプレーによる落書きがいたるところに見られ、その対策に苦慮していると聞かすが、市ではこれに対し対策をどのように考えているか。				
回答	<p>この活動とはP33 (7) 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項②違反広告バスターズの活動を指しております。</p> <p>市では、岐阜県塗装業協同組合西濃支部のご協力により、市職員と共同で落書き消去活動を年1回行っています。また、ボランティアグループや中学生による落書き消しボランティアも行われています。</p> <p>落書きも景観を阻害する要素の1つですので、担当課と協議し対応策を検討したいと考えております。</p>				

【No.24】

第1回審議会意見		意見区分	A	B	○C
該当頁	資料編 19	該当項目	資料編(3)市民アンケート		
意見等	資料編のP19ページから市民アンケートの結果が掲載されていますが、この結果がどのように計画に反映しているか説明をお願いします。				
回答	<p>アンケートで回答のあった、大垣市らしい、個性的と考えるところ等については、景観形成の考え方や目標の中に反映せております。</p> <p>今後の大垣市景観遺産の指定等に向けて、好きな風景や好きなもの等でいただいた意見に基づきまして、今後の指定への参考させていただきたいと考えております。</p>				

○計画（素案）記載事項の表現等へのご意見等

【No.25】

事前提出意見		意見区分	A	B	○C
該当頁	5	該当項目	2.景観形成方針(1)景観形成の目標		
意見等	<p>4つの目標のうち、2・3番目は抽象的すぎてイメージできないので、P7に方針としてあげられている内容をあげてはどうか。</p> <p>例  「市民が誇りを持てる大垣らしい顔のあるまち」→「町の歴史を背景とした風格あるまち」  「大垣らしい多彩な情景に出会えるまち」→「新しい活力を感じられるまち」、「自然と人が一体となって作りだした美しいまち」 等</p>				
回答	<p>2つ目の方針については、歴史景観と大垣駅周辺の景観について焦点を絞った方針です。「町の歴史を背景とした風格あるまち」とすると、大垣駅周辺の景観づくりが漏れてしまうので、このままの案のとおりとさせていただきたいと考えます。</p> <p>3つ目の方針については、産業都市、自然景観、里山、現代的な景観等や、さらに多くの大垣らしさをも含めたいと、多少欲張った想いでこの目標としております。それらを大きく包含する形で、今の言葉としておりますので、こちらについても現行の案のとおりとさせていただきたいと考えます。</p>				

【No.26】

事前提出意見		意見区分	A	B	○C
該当頁	5	該当項目	2.景観形成方針(1)景観形成の目標		
意見等	<p>「(都)大垣駅南口線」との表記では、わかりづらい。</p>				
回答	<p>(都)は都市計画道路のことになりますが、計画中で統一した正式名称で記載しております。その前に「大垣駅通り」とありますので、場所としてはおわかりいただけると考えますので、正式名称の表現でいきたいと考えます。</p>				

## 【No.27】

事前提出意見		意見区分	A B (C)
該当頁	6～9	該当項目	2.景観形成方針(2)景観形成の基本方針 ①～④
意見等	文章の書き出しが太字の「大」となっているが、特に意味がない。		
回答	アクセントを付けてこのようなデザインとさせていただいております。		

## 【No.28】

第1回審議会意見		意見区分	A B (C)
該当頁	6～9	該当項目	2.景観形成方針(2)景観形成の基本方針
意見等	市民協働という考え方は前回の審議会でも出た意見であり、行政だけではやりにくい問題がたくさんあるので、市民に理解をもとめて協働してやっていくということを方針のなかに入れてはどうか。		
回答	P9の「④市民協働の景観づくりによる愛着を持てるまち」に、その旨の記載をさせていただいております。		

## 【No.29】

事前提出意見		意見区分	A B (C)
該当頁	8、12	該当項目	2.景観形成方針(2)景観形成の基本方針 ③大垣らしい多彩な情景に出会えるまち他
意見等	写真の3番目で、歴史的建築物を意味しているなら、煉瓦づくりの部分拡大してはどうか。P12の写真も同様。		
回答	ご指摘の煉瓦造りの工場と合わせて、奥に見える事務所についても、大正3年頃に建築された木造の建物で、歴史的な建築物であるため、このような写真を使用しております。		

## 【No.30】

事前提出意見		意見区分	A (B) C
該当頁	15	該当項目	3.景観計画(3)景観形成のための行為の制限 1)行為の制限「1 建築物」 ●景観形成区域区分ごとの行為の制限
意見等	「極力道路から後退する」という曖昧な記述はやめ、具体的な記述が必要。		
回答	この計画で、特に市民に関わる行為の制限については、別途具体的		

	<p>な例を掲示したガイドラインを作成する予定です。その中で、道路から後退する場合についても、市の推奨する例をあげることとなります。</p> <p>実際には、個々のケースにより一律の規制を行うことが適切でないことも考えられますので、あえてこのような表現をしています。</p> <p>このご意見については、事務局としては意見区分Bと考え、「わかりやすいガイドラインの作成に留意する」というようなかたちで答申案に付記したいと考えております。</p>
--	--

【No.31】

事前提出意見		意見区分	A	B	○C
該当頁	資料編 16～18	該当項目	資料編(2)大垣市の概況 図：土地利用規制図(大垣・墨俣地域)、土地利用規制図(上石津地域)、都市計画図		
意見等	地図の凡例の文字が小さすぎる。もっと拡大しないと読みにくい。				
回答	ご指摘の通り文字を拡大させていただきます。 ただし、「資料編」ということで、計画素案ではありませんので、意見区分Cとしております。				

【No.32】

事前提出意見		意見区分	A	B	○C
該当頁	資料編 19	該当項目	資料編(3)市民アンケート		
意見等	アンケートの地域別サンプル数が大垣700、上石津150、墨俣150とあるが、人口比でサンプルを抽出するのであれば大垣933、上石津39、墨俣28となる。市全体としてのアンケート結果ということであれば、加重平均で結果を集計すべきである。そうでないと、小地域の結果が全体にバイアスがかかり、正確な全体像が把握できない。				
回答	今回のアンケートは合併により新たに大垣市となった上石津町、墨俣町の景観に関する自由なご意見をお聞きすることも大きな目的でしたので、両地域についてはサンプル数を多くしました。 ただし、ご指摘のとおり、個別の場所等をお聞きする項目については、偏った集計になっているものがあり、厳密に言えば正確な全体像とは言えませんが、景観全般に関する意見等については統計上の最低限の基準をクリアしており、市民の意見が正確に反映されていないと				

も思いません。

また、アンケート結果の1つひとつをとらえて計画に反映させているわけではありませんので、ご理解をいただきたいと考えております。



○計画（素案）で規定する内容について等

【No.33】

事前提出意見		意見区分	A	○B	C
該当頁	11	該当項目	3.景観計画(1)景観計画区域		
意見等	市全体が計画区域となっているが、もう少し地域の選択と集中を図った方が良いのでは。市全体について取り組もうとすると、どうしても総花的になってしまい、焦点が絞れなくなるので、大垣らしさとは何か、大垣らしさを意識した地域を指定すべき。もう少しエリアを絞ったほうが良い計画になると思う。				
回答	<p>焦点を絞り個性的なまちなみを持つ地域の景観形成については、P20に記載されております景観形成重点地域や、P25に記載されております景観形成モデル地域の仕組みによる実施を考えています。その仕組みの中で、ご指摘をいただいた、大垣らしさを意識した地域指定を行うこととさせていただきたいと考えます。</p> <p>このご意見については、事務局としては意見区分Bと考え、今後地域指定に留意するという事を答申に付記したいと考えます。</p>				

【No.34】

事前提出意見		意見区分	A	B	○C
該当頁	12	該当項目	3.景観計画(2)景観形成に関する方針 ① にぎわいの情景区域		
意見等	①のにぎわいの情景区域の方針に関連して、大垣駅通りの景観について、大垣駅通り・大垣駅周辺は資料編のアンケート「好ましくない景観、改善したい場所」にも挙げられているように、市民が改善したい場所の最大のものである。もっと今後の改善等の取り組みについて突っ込んでまとめ、計画に現実性を持つものにすべき。これは昨年度の審議会でも出されていた意見である。				
回答	<p>景観形成の方針は、大垣市の目指す良好な景観形成のための方針で、行政はもちろん、市民のみなさんや事業者のみなさんにも目指していただく全体の方針となります。</p> <p>この方針に基づき、市民や行政による建築や開発等が行われていく中で、景観形成の方針が達成されていくものであると考えます。</p> <p>ただし、個々の具体的な整備については、計画（素案）の中で定めるものではありませんので、頂いたご意見については、今後の市の行う整備や事業等の参考とさせていただきたいと考えます。</p>				

【No.35】

第1回審議会意見		意見区分	A B (C)
該当頁	14	該当項目	3.景観計画(3)景観形成のための行為の制限
意見等	<p>行為の制限が、重点的に景観形成を行う地域だけでなく、市全域の一般の建物までになされることに、建築士としてはプレッシャーを感じる。色彩については、今回の提案の範囲であれば対応できると思うが、個性的な建築物をつくりたい方が多いので、計画中の行為の制限は建築士にとっては厳しいものとする。</p>		
回答	<p>ご指摘いただいたご意見の趣旨を真摯に受け止め、今後の計画の推進にあたっては、市民や事業者にご理解いただけるような運用を図っていきたいと考えています。</p>		

【No.36】

事前提出意見		意見区分	A B (C)
該当頁	14	該当項目	3.景観計画(3)景観形成のための行為の制限
意見等	<p>大垣市の景観全体を考えたとき、色・形・マーク・キャラクターなど景観に関しての全体につながるベーシックな考えを、意識改革・啓発を含め、全体に根づかせ高めることが大切。</p>		
回答	<p>市の景観に関する基本的な考えを、色や形等を通じてシンボリックにPRしていくことは効果的な方法ですが、景観に関する行為の制限において具体的な方法となると、非常に難しいものだと考えます。</p> <p>しかし、ご意見の趣旨を踏まえ、市民や事業者との景観形成に関する協議の中で、市の考えをわかりやすく啓発する方法をさぐっていきたいと考えます。</p>		

【No.37】

事前提出意見		意見区分	A    (B)    C
該当頁	15	該当項目	3.景観計画(3)景観形成のための行為の制限 1)行為の制限 「1 建築物」 ●景観形成区域区分ごとの行為の制限
意見等	<p>「特に歴史的な景観を有する地域にあっては、極力和風基調のデザイン・・・」とあるが、具体的にどの場所かを特定した方が良い。また、莫大な経費を使って純和風基調にすることは強く反対したい。</p> <p>また、純和風基調を作ることにより人が集まるということは絶対になく、今から景観をそろえるのは困難である。にぎわいとは何かについて具体的な検討が必要。その結果として、市の玄関である大垣駅前のグランドデザインを策定し、商店街の活性化を始め様々な検討の1つとして景観計画が位置付けられるのでは。</p> <p>むしろ、中心市街地活性化対策など他の計画の方が重要と思われるので、こういった他の計画との連携についてもう少し記述が必要。</p>		
回答	<p>「特に歴史的な景観を有する区域」としては、中心市街地に含まれる、美濃路沿いの宿場町や歴史的な建物が集まっている地域、「歴史的な景観を有する区域」としては、その他の街道沿いや歴史的な建物が集まっている地域を想定しています。</p> <p>ただし、そういった想定はあるものの、一律に区域を指定することが現実的でないケースも考えられますので、この表現にとどめています。</p> <p>景観計画推進に係る経費については、担当課内での検討、審議会での審議や、議会での承認、必要な場合は市民意見の聴取等を経て、十分な検討がなされた上で決定がなされます。経費をかけずに良好な景観を形成していくことが一番ですが、ある程度の経費をかける必要がある場合も考えられますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>中心市街地活性化対策については、別途資料を付けさせていただいておりますので参考にご覧ください。ただし、この計画素案においては、景観だけに焦点が絞られておりますので、中心市街地活性化対策との連携は図っていきますが、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>このご意見については、事務局としては意見区分Bと考え、景観計画推進に関しては経費等十分留意しながら進めるということ、答申に付記したいと考えております。</p>		

【No.38】

事前提出意見		意見区分	A <b>(B)</b> C
該当頁	29	該当項目	3.景観計画(6)大垣市景観遺産等
意見等	<p>市内にある歴史的・文化的建築物は、所有者が高齢であったり後継者がいない等、その維持管理が大変難しくなっており、貴重な建築物が壊れたり朽ちかけるなど失われつつある。他市では、そのような建築物に現状変更の規制をかけたり、建築物の維持のための助成を行ってその保全に取り組んでいると聞く。大垣市でも歴史的建築物の買収や修景助成等、積極的な保全・活用を行ってほしい。</p>		
回答	<p>ご意見の内容が、まさに大垣市景観遺産や景観重要建造物の制度の意図するところではあります。</p> <p>今後、頂いたご意見の趣旨を踏まえ、制度の整備を図り、具体化に努めていきたいと考えています。</p> <p>このご意見については、事務局としては意見区分Bと考え、計画推進に留意していきたいというなかたちで答申に付記したいと考えております。</p>		

【No.39】

第1回審議会意見		意見区分	A <b>(B)</b> C
該当頁	29	該当項目	3.景観計画(6)大垣市景観遺産等
意見等	<p>歴史・文化資産としての建造物は、建物単体として、ただ保存するだけではなく、周辺の景観との一体的な整備が必要であると考えている。</p>		
回答	<p>ご意見のとおり、建物等単体での保存だけでは良好な景観形成につながるものではありません。</p> <p>保存物件の指定にあたっては、ご指摘いただいた、周辺の景観との一体的な整備についても留意し、地域の景観まちづくりの核としての活用を図っていきたいと考えています。</p> <p>このご意見については、事務局としては意見区分Bと考え、周辺景観との一体的な整備に留意するという点を、答申に付記したと考えております。</p>		

【No.40】

第1回審議会意見		意見区分	A B (C)
該当頁	29	該当項目	3.景観計画(6)大垣市景観遺産等
意見等	昔から駅前にあった「亀の池」は、現在、市役所の前に移設されているが、駅前にあったということがちょうど良いのではないか。それは、人々の思い出であり、駅前の歴史的な資産であり、その場所と非常に関係があるからである。土地との関係で、出てくる、光ってくるものもある。		
回答	ご意見の趣旨については、今後の大垣市景観遺産の指定にあたり、留意したいと考えます。		

【No.41】

事前提出意見		意見区分	A B (C)
該当頁	33	該当項目	3.景観計画(7)屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項
意見等	屋外広告物のモデル地区を考えてはどうか。なお、囲み内の県条例における許可の基準④の「蛍光塗料」について、現在、看板材料はシート貼りが主流となっており、特に使われることはない(塗料は暫くしてムラができる)		
回答	<p>P34の「③今後の方針」に記載がありますが、景観形成上特に重要な地域については、重点的に屋外広告物に関する行為の制限を行うことを検討します。</p> <p>当面は、広告物の地域指定を視野に入れた、屋外広告物に関する実態調査を進め、岐阜県屋外広告物条例の趣旨・規定の順守の徹底を図りたいと考えています。</p> <p>また、「蛍光塗料」については、ご指摘のとおりと存じます。なお、これは県の条例ですので、県に申し入れを行うとともに、仮に市独自の広告物条例制定の際には、留意したいと考えます。</p>		

【No.42】

事前提出意見		意見区分	A    (B)    C
該当頁	36	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 1)景観形成市民団体の認定
意見等	<p>「中山道赤坂宿まちづくりの会」に参加していた立場から言うと、現行の条例では、景観形成市民団体への助成は3年間に限定されているため、補助がなくなった途端、会の活動が徐々に縮小してしまった。市及び市職員が少しでも会に参画していればもっと違った形での継続が可能であったと考える。</p> <p>また、補助についても、わずかでも良いので、継続的な負担を行うのが重要。補助がなくなれば維持費等は住民の負担となり、事業が継続できない可能性があるから。交通費や少額の日当を認めたい有償ボランティアについても検討していただきたい。</p>		
回答	<p>市では、補助金制度の運用について見直しを行い、同一団体、同一事業への補助金の交付は特に事情のない限り4年目を目途として検証し外部機関において意見を求める、という内容を含んだ「大垣市補助金交付基準」が示されています。</p> <p>よって、補助金制度については、この基準に基づき慎重な運用を図っていきたいと考えます。</p> <p>「中山道赤坂宿まちづくりの会」については、団体への助成は終了しましたが、いろいろな形での支援は現在も継続して行っており、今後も会の活動を引き続き支援していきたいと考えています。</p> <p>このご意見については、事務局としては意見区分Bと考え、他の部分にも補助金制度の関係の記載がありますので、「大垣市補助金交付基準」に基づいて慎重な運用を図っていくことを答申に付記したいと考えております。</p>		

【No.43】

事前提出意見		意見区分	A    B    (C)
該当頁	38	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 2)大垣市景観遺産ファンド
意見等	<p>景観を保全するためにファンドを立ち上げるのはもったいない。まちのにぎわいやくらしの情景を良くするのであれば、用途を景観保全に限らずまちづくりのように幅広く活用できるようにしたほうが支援しやすいのでは。また、名前が分かりにくいので改めるべき。</p>		
回答	<p>市の考えている大垣市景観遺産ファンドには、大垣市景観遺産を中</p>		

<p>心とした市民の行うまちづくり事業等の支援も含まれています。 MINTO 機構の補助制度もあり、大垣市景観遺産ファンドの保存・活用のため、是非とも活用していきたいものであると考えます。 名称については、仮称ですので、正式な名称決定の際には、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
---

【No.44】

事前提出意見		意見区分	A	B	○C
該当頁	41	該当項目	3.景観計画(9)その他の主要な景観施策及び方針 4)景観整備機構の指定		
意見等	「景観整備機構となる団体を新規に設立する方向で検討する」とあるが、現状の都市計画課で十分対応できる。今の時代に、新たな外郭団体を設立するのはいかがかと考える。				
回答	<p>景観整備機構は、景観法の運用指針の中で、地域住民等を含めた民間活力の活用により、景観行政団体である市と役割分担しながら、ともに良好な景観の形成を図るものとされています。よって、民間と市が協働して景観形成を行うことにこの制度の意義があると考えています。</p> <p>なお、景観整備機構は、新規の設立だけでなく、NPO 法人や公益法人である既存団体を指定することも考えられます。</p>				

## 〇市の景観形成全般について

【No.45】

事前提出意見	意見区分	A	B	(C)
市の景観形成について①				
意見等	名古屋から大垣の水を求めて汲みにくる人もあり、大垣の水の豊かさやおいしさをより強調し、水汲み場の活用を行ってほしい。			
市の景観形成について②				
意見等	大垣市でトップアイストップである大垣城が商店街のビルの陰になり、観光客にいつも大垣城はどこかと尋ねられる。大垣城を見つけやすく景観を見直して頂きたい。簡単には現状を変えることはできないかもしれないが、一番大切に効果的な方向性であると信じる。			
市の景観形成について③				
意見等	<p>以前から改善の要望が多い大垣駅前の景観は、落ち着いたまとまりのある空間とは言えないので、大垣のイメージ、駅の規模から考えて、駅前には広場として皆が集える潤いのある空間が必要であると思う。</p> <p>現状では大規模な工事が必要とされ、それが難しいとするなら、今ある工作物等は他へ移転し、現状で考えられるまとまりある空間を考え、水都大垣を象徴するような景観を考えてはどうか。</p> <p>また、駅前の風情から、駅裏の現代的になりつつある景観とは異なる、落ち着いた景観を軸としたコンセプトを考え、早急に手を打つことが大切で、これにより、大垣市は変わり、美しくなることで力を与えることができるのではないかと。</p>			
回 答	<p>景観形成の方針は、大垣市の目指す良好な景観形成のための方針で、行政はもちろん、市民や事業者にも目指していただく方針となります。</p> <p>この方針に基づき、市民や行政による建築や開発等が行われていく中で、景観形成の方針が達成されていくものであると考えます。</p> <p>ただし、個々の具体的な整備については、計画（素案）の中で定めるものではありませんので、頂いたご意見については、今後の市の行う整備や事業等の参考とさせていただきたいと考えます。</p>			



【No.46】

事前提出意見	意見区分	A	B	○C
市の景観について				
意見等	水門川の舟下りの日常化・営業化を提案したい。現在は、市のイベントに係る期間のみの運営だが、常時有料にて運営し、サービスとして船中で俳句を詠んだ人には景品（大垣のグッズ）をプレゼントすれば全国的に有名になると確信する。			
回 答	ご意見については、担当課へ伝えさせていただきます。			

【No.47】

事前提出意見	意見区分	A	B	○C
市の景観形成について				
意見等	市民のボランティアについての活動は記載してあるが、市役所の役割、特に市職員の役割について明確にする必要がある。市職員も地域の活動に積極的に関与し、ボランティアとしてだけでなく、地域のリーダーとしても活躍してほしい。さらに、地域のボランティアを積極的に育て、住民との対話を通じて不足しているところを施策に反映してほしい。			
回 答	<p>市は市民・事業者との協働により積極的にまちづくりに取り組み、その実現に推進することをこの計画策定の趣旨としています。この計画の中でも市民を支援する景観施策をいくつか提案させていただいております。</p> <p>ご指摘の市職員のボランティア活動については、市職員も1市民です。その啓発に努めたいと考えております。</p>			

【No.48】

事前提出意見		意見区分	A	B	Ⓒ
市の景観形成について					
意見等	<p>一斉清掃を市全体で考え、毎週1回行い、義務化して定着化させてはどうか。その中で、市民交流、新しい発案などまちの景観について、親しみ、関わりを深めることができる。また、市民から出た、町内の整理したい場所・物、加えたいものにより環境・景観の充実が図れないか。市民意識を町、個人のレベルからの発想を大切にし、それを受け止める人及び機関が必要であり、上からの提案だけでなく市民からの小さな場所・小さな事から出た提案を考え構築することによって、町の一体感を強め市民でつくる景観の意味がでてくる。</p>				
回答	<p>清掃活動は身近なレベルで市民ができる景観づくりの1つであり、義務化まではいかないとしても、市として提案したい重要な活動であると考えますので、ご意見については担当部局への伝達をさせていただきます。</p> <p>また、町・個人レベルの景観に関する発想を受け止める仕組みは必要であり、設立を検討している景観整備機構の中で検討していきたいと考えます。</p>				

【No.49】

事前提出意見		意見区分	A	Ⓒ	B
市の景観形成について					
意見等	<p>駅前の整備など、ハード整備についての記述は見られるが、景観の維持管理については十分な記載がなされていない。整備だけ行いあとはボランティア任せにしてしまうのではないかと危惧する。また、景観を保全する必要は認めるが、保全するためには継続的な維持費が必要となるので、保全の決定には十分留意していただきたい。</p>				
回答	<p>ご意見の趣旨を十分踏まえ、今後の計画推進にあたりたいと考えます。</p> <p>このご意見については、事務局としては意見区分Bと考え、景観保全・形成にあたっては継続的な維持費が必要となりますので、十分留意して計画を進めるということを答申に付記したいと考えております。</p>				

【No.50】

事前提出意見		意見区分	A	B	○C
市の景観形成について					
意見等	この計画は、実際に大垣市の16万市民を想定した景観を考えているのか。京都や金沢、高山のように古い街並みを維持して観光地としている地域においては純和風の景観を維持する意義は高いが、大垣市で同様の取り組みは本当に必要なのか。整備を行えば行うだけ維持費が必要となるが、税金での取り組みであることを留意いただきたい。				
回答	この計画は整備計画ではなく、市民、事業者、行政が行う規制も含めた景観形成の方針となるものです。 ご意見の趣旨を踏まえ、今後の計画推進にあたりたいと考えます。				

【No.51】

事前提出意見		意見区分	A	○B	C
市の景観形成について					
意見等	「大垣を作っていくのは市民協働して」といろいろな部分に出てくるが、市民にアピールしてもっと積極的に行動できる雰囲気作りを前面に出すようにしてはどうか。例えば、街を美しくきれいにという趣旨から、本町通りにはいつも季節に合わせて美しい花々が整備されているように、住民が力を合わせて自発的に地道な事を推進する心とか姿勢を啓発していくというようなことにも力を入れてはどうか。				
回答	この計画（素案）では、「市民協働の景観づくりによる愛着のもてるまち」を景観形成方針の1つに掲げ、地域指定の住民提案制度や地域で景観形成活動を行う団体を景観形成市民団体に認定する制度等を設けております。 ご意見の趣旨については、計画推進の中で配慮したいと考えます。 このご意見については、事務局としては意見区分Bとして考え、市民協働に配慮するというようなことを答申に付記していきたいと考えております。				

【No.52】

第1回審議会意見	意見区分	A	B	C
大垣市景観計画の周知について				
意見等	大垣市景観計画を市民に知っていただくためパンフレット等を作成すると思うが、パンフレットは見やすくわかりやすいものにしていただきたい。パンフレット作成についての意見やアイデアを、審議会で話し合うのも良いのでは。			
回 答	大垣市景観計画の周知は重要なことであると考えておりますので、審議会の議論を踏まえ、わかりやすいパンフレットを作成し、市民への周知に活かしていきたいと考えます			

# 大垣市都市景観審議会

会 長

会議録署名者

会議録署名者